

立入検査について

【検査対象と検査の目的】

① 知事認可水道事業者

水道法第39条第1項に基づき、水道の布設・管理、及び水道事業や水道用水供給事業の適正を確保するために実施。

② 専用水道※

水道法第39条第2項に基づき、専用水道の布設・管理の適正を確保するために実施。

③ 簡易専用水道※

水道法第39条第3項に基づき、簡易専用水道の管理の適正を確保するために実施。

※ ②・③の検査は、町村に限る（市域については、市が立入検査を実施）。

【検査項目】

・ 需要者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主に以下の内容について、聞き取り検査・現地検査を実施。

- | | |
|--------------|---|
| ① 資格等 | ： 水道技術管理者・布設工事監督者等による水道事業の監督状況 |
| ② 認可等 | ： 認可申請や各種届出の履行状況、給水開始前検査の実施状況 |
| ③ 水道施設管理 | ： 水道施設管理の実施状況（例：施設基準の遵守、施設点検の適切な実施） |
| ④ 衛生管理 | ： 衛生管理の実施状況（例：健康診断の実施、汚染防止対策の実施） |
| ⑤ 水質検査 | ： 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 |
| ⑥ 水質管理 | ： 水源周辺等の汚染源の調査・水質管理に伴う施設整備等の実施状況 |
| ⑦ 危機管理対策 | ： 自然災害・テロ等に備えた危機管理対策の実施状況 |
| ⑧ 住民への情報提供体制 | ： 住民に対する情報提供の実施状況（例：水道の供給規定や、水質検査の計画・結果の公表） |
| ⑨ 資源・環境 | ： 環境保全対策の実施状況（例：水質汚濁防止法の遵守） |
| ⑩ その他 | ： 第三者業務委託制度の適用状況 |

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査 実施件数			計	指導件数（延べ）	
	水道事業※ 1		専用水道		水道事業	専用水道
	上水道	簡易水道				
R3	21	24	7	52	29	11
R4	20	24	9	53	27	12
R5	23	25	10	58	27	13
R6	23	18	19	60	55	24

(R6は簡易水道が上水道に統合した事例があり簡易水道の件数が大幅に減少しているもの)

令和6年度 指導件数の内訳



令和5年度 指導内訳	水道事業	専用水道
① 資格等に関する事	0	1
② 認可等に関する事	1	3
③ 水道施設管理に関する事	12	2
④ 衛生管理に関する事	14	7
⑤ 水質検査に関する事	6	3
⑥ 水質管理に関する事	11	4
⑦ 危機管理対策に関する事	0	4
⑧ 住民への情報提供等に関する事	9	0
⑨ 資源・環境に関する事	0	0
⑩ その他	2	0

令和6年度 主な指摘事例

- ① 資格等に関する事
水道技術管理者を設置していなかった。
- ② 認可等に関する事
法に基づく届出が未提出であった。
- ③ 水道施設管理に関する事
(1) 法改正で義務付けられた施設台帳を整備していなかった。
(2) 設備の損傷や劣化、歪み等を確認した。
(3) 省令に定める予備設備等が整備されていなかった。
- ④ 衛生管理に関する事
(1) 施設周辺の柵や防虫網が破損または囲いが不十分。
(2) 従事者等の健康診断が適切な回数実施されていなかった。
- ⑤ 水質検査に関する事
(1) 水質検査の結果が適切に保存されていなかった。
(2) クリプトスポリジウム※2等の検査を、適切な回数実施していなかった。
- ⑥ 水質管理に関する事
原水からクリプトスポリジウム等の指標菌が検出されているにもかかわらず、適切な対策を講じていなかった。
- ⑦ 危機管理対策に関する事
災害や事故発生に備えた緊急連絡体制が整理されていない。
- ⑧ 住民への情報提供等に関する事
水質検査の計画や結果を利用者に情報提供する体制が整備されていなかった。

※1 上水道：給水人口が5,001人以上の水道事業
簡易水道：給水人口が、101人以上5,000人以下の水道事業

※2 クリプトスポリジウム：塩素に耐性を持つ病原生物。